

## 市営住宅における家賃減免について(概要)

減免理由	対象要件		減免額	減免期間
1. 入居者及び同居者の収入が著しく減少した場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・解雇、離職(自己都合含む)、休職、出勤停止等(出産や自己都合除く)により、世帯収入の概ね30%以上の減少が2カ月続き、更に1カ月を超えて同程度の収入の減少が継続する見込みの場合</li> </ul>	収入分位1の方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家賃の30%を減額</li> <li>ただし、6,500円以下の家賃には適用なし</li> </ul>	申請月から3カ月以内で再就職等するまでの間 (再申請可 最長12カ月)
		収入分位2以上4以下、収入分位5以上6以下(裁量階層)の方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・減収後の月収に相応する収入分位の家賃まで減額</li> <li>ただし、減額後の金額が5,000円以下となる場合は5,000円</li> </ul>	
		収入超過者 収入分位5以上8以下	<ul style="list-style-type: none"> <li>・減収後の月収が、収入分位4以下となる場合において、収入分位5の家賃まで減額する</li> <li>ただし、減額後の金額が5,000円以下となる場合は5,000円</li> </ul>	
		高額所得者	減額は行わない	-
2. 入居者又は同居者の疾病等により多額の治療費の支出をしたとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>・収入を得ている入居者若しくは承認を受けている同居者が、疾病又は事故により30日以上入院し、高額療養費を支払った場合</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在の家賃月額<math>\frac{1}{2}</math>を減免ただし、減額後の金額が5,000円以下となる場合は5000円とする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請月から入院日数を30日で割り戻し小数点以下を切り捨てた月数</li> </ul>

\*家賃の滞納がある場合は減免を行うことができないため、納期が到来するまでに早めにご相談ください。

\*その他、詳細は担当課までお問い合わせください。